

事務連絡
令和5年11月16日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医薬局医薬安全対策課

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）

医療行政の推進については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知。以下「21年通知」という。）により、適切な管理等を周知し、協力をお願いしています。

貴職におかれては、貴都道府県、貴管下の各市町村及び関係団体等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう、21年通知の再度の周知をお願いいたします。